

第22期第12回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月8日(水) 14時00分から14時47分まで
- 2 開催場所 高知市本町4丁目3-30 高知県立県民文化ホール
4階 第7及び第8多目的室
- 3 出席委員 前田浩志、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、中川幸成、
前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、川竹佳子、
中澤芳江(計13名)
欠席委員 澳本健也、畠中悠
署名委員 問可柁善、川竹佳子
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
事務局 飯田事務局長、井上次長、渡邊主査、坂本主事
- 4 審議事項
第1号議案 高知県資源管理方針の変更について
第2号議案 令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について
第3号議案 令和4管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば太平洋系群)の設定について
第4号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(小型定置網漁業)
第5号議案 制限措置の一部変更について(小型定置網漁業)
- 5 報告事項
(1) 令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について
- 6 議事内容
(飯田事務局長) それでは、定刻となりましたので、第12回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
私は、この4月に事務局長を拝命いたしました、飯田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。また、同じく4月に漁業管理課長として浜渦課長が着任しております。(浜渦課長：よろしくお願いいたします。)
それから、同じく4月に事務局職員として坂本主事が着任しております。(坂本主事：よろしくお願いいたします。)
本日の会議でございますが、委員定数15名の内、出席委員は13名となっております。高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。
(前田会長) はい。皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。はじめに、水産振興部長さ

んから、ごあいさつをお願いします。

(松村部長)

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第12回の高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用のところ、本日の委員会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、Web形式ではなく、みなさまがこちらに集うという形でできることをうれしく思っております。新型コロナウイルスの県内の状況は、ゴールデンウィーク明けはちょっと増えましたけれども、減少傾向ということで、社会経済活動の方も一定、県内もなんとか回復の基調が出てきたかな、という状態だと思います。ただ一方ですね、漁業の方におきましても、一部の魚種の不漁だとか、あるいはその燃油の高騰、それに伴う資材や、餌などの高騰によりまして、漁業経営にとっては厳しい状況だというふうに認識をしておるところでございます。

さて、本日、審議をお願いいたします議案は5件、それと報告事項を1件のお願いをすることとしております。

まず第1号議案は、「高知県資源管理方針の変更について」ということで、前回3月の委員会でご提案いただいております、くろまぐろの数量管理につきまして、当委員会のご意見を伺いたいというものでございます。

第2号議案は、「令和4管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」でございますが、こちらは、国のほうから、前年度の繰り越しが追加配分となりまして、それを反映した数量を定めるものでございます。

第3号議案は、「令和4管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば太平洋系群）の設定について」でございます。こちらは、7月からはじまります令和4管理年度につきまして、国から配分通知がございましたので、数量を定めるものでございます。

第4号議案、漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正と、第5号議案、制限措置の一部変更、につきましては、小型定置網漁業の須崎と深浦について操業区域の記載に一部誤りがございましたので、これを改めさせていただくものでございます。また、誤りがございまして大変、申し訳ございませんでした。

最後に報告事項といたしまして、令和3管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更でございます。こちらは、翌月へ繰り越しした場合の告示の方法について、水産庁の方から少しご指摘をいただいております。

りますので、その対応について、ご報告をさせていただくものでございます。

委員の皆様におかれましては、ご審議のうえ、適切なご意見・ご答申を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしく願いをいたします。

(前田会長) ありがとうございます。

それでは次に、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、澳本委員、畠中委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、問可委員と、川竹委員をお願いいたします。

(第1号議案)

(前田会長) それでは議題に入ります。

第1号議案「高知県資源管理方針の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(井上次長) それでは、第1号議案「高知県資源管理方針の変更について」説明いたします。

資料1の1ページ目をお願いします。

4高漁管第280号。高知海区漁業調整委員会様。

漁業法第14条第9項に基づく高知県資源管理方針の変更について、貴会の意見を伺います。

令和4年5月31日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。くろまぐろについては、平成27年以降、WCPFCでの合意に基づく国際的な数量管理が行われており、大型魚、小型魚別に各都道府県に採捕数量が配分されており、TAC法に基づく管理となった平成30年7月以降は、高知県では月別漁獲枠を設定することで、数量管理を行っております。

この時、漁法別や地区別など、いくつかの管理方法について検討いたしました。できるだけ漁獲枠を余らせることなく有効に活用するために、月別漁獲枠のみを設定するという方法での管理としました。

今回、県内定置漁業関係者から、漁法別の漁獲枠設定について要望があり、また、前回の海区委員会でもくろまぐろの数量管理方法について検討してはどうかのご意見をいただきました。

そのため、月別の配分割合や、月別に配分した数量が余った場合の繰り越しの方法など、高知県のくろまぐろの数量の管理方法について規定している高知県資源管理方針を変更することについて、当委員会の

ご意見をいただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(前田会長) はい。ここで、提案がございます。県から資源管理方針の変更について諮問を受けておりますが、この件につきましては、これまでの経緯や漁業への影響等を整理して検討する必要があるかと思っております。そこで、高知海区漁業調整委員会会議規則第6条により、漁業管理検討部会へ付託して調査研究等を行い、その結果を委員会へ報告していただいたうえで審議してはどうかと考えております。ご意見ございませんでしょうか。

(浦尻委員) 今の説明に反対するわけではないのですが、検討という形が入ってますので、検討、検討でずっと検討だけでは困るので、検討するなら、いつ頃をめどにやりたいとか、いつ頃をめどに報告をしたいとか、そういうものがあれば教えていただきたい。

(西山副部長) 私どもが考えているスケジュールとしましては、もし変更するのであれば、次期の管理年度から、具体的には来年の4月から移行することをめどに結論を出していきたいと、考えております。

(浦尻委員) わかりました。

(前田会長) 他にございませんか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) それでは、漁業管理検討部会へ付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、「高知県資源管理方針の変更について」は、漁業管理検討部会へ付託することにいたします。

なお、この件につきましては、後日、部会の委員の皆様にご事務局からご連絡しますので、よろしく申し上げます。

(第2号議案)

(前田会長) 続きまして、第2号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(渡邊主査) それでは、第2号議案 令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。

諮問文を朗読します。

4 高漁管第283号。高知海区漁業調整委員会様。

漁業法第16条第5項の規定に基づき、別紙案のとおり知事管理漁獲

可能性を変更したいので、同条第2項の規定により諮問します。

令和4年5月31日。高知県知事 濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

それでは、資料の5ページをお願いします。

今回は、令和4年2月21日に開催されました第22期第10回高知海区漁業調整委員会において定めました令和4管理年度の知事管理漁獲可能性について、資料5ページの通知に基づき漁獲可能性を変更するものです。

今回は、昨年度の繰り越し及び国からの追加配分があったことから数量に変更があったもので、小型魚の漁獲可能性については、75.5トンから90.1トンに変更になり、14.6トン増加しております。また、大型魚の漁獲可能性については16.7トンから20.2トンに変更になり、3.5トン増加しております。

続いて、資料9ページと10ページをお願いいたします。

資料9ページと10ページには、令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能性の変更内容を示しておりまして、資料9ページが小型魚、10ページが大型魚の変更内容となっております。

それでは、資料9ページの小型魚の変更内容から説明します。まず、資料の左側の表中3列目の「繰越数量」をご覧ください。本県には、この表にありますとおり、繰り越し数量として6.5トンが割り当てられています。

この繰越数量とは、前年度の漁獲可能性に余りがあった場合、そのうち当初配分の10%までを翌年に繰り越すことができるというものです。繰り越し上限を超える数量については、国の留保に繰り入れることとなっております。

本県の場合、令和3管理年度の漁獲可能性104.2トンに対し、実際の漁獲量が39.8トンでしたので、余りは64.4トンとなり、このうち令和3管理年度の当初配分である64.7トンの10%を上限とした6.5トンが本年度に繰り越されています。

続いて、資料の左側の表中4列目から9列目の「繰り越しに伴う追加配分等」をご覧ください。

この繰り越しに伴う国からの追加配分の原因は国の留保であり、このうち、半分の237.5トンが譲渡メ리트及び消化率メ리트に、残りの半分がR3当初ベース比率配分に充てられています。これら国からの追加配分のうち、本県には、R3当初ベース比率配分として8.1トンが配分されています。

R3当初ベース比率配分は、資料の右側の表中2列目のR3当初配分ベースについて、全国に占める各都道府県の割合を計算し、この割合に配分原資である237.5トンに乗じたものです。

よって、小型魚については、今回の変更により、前年度からの繰越数量6.5トン、国からの追加配分8.1トンの合計14.6トンが増加しています。

続いて、資料10ページをお願いします。こちらは大型魚の変更内容について示しております。

まず、資料左側の表中3列目の繰越数量をご覧ください。

本県の場合、令和3管理年度の漁獲可能量28.4トンに対し、実際の漁獲量が24.6トンでしたので、余りは3.8トンとなり、このうち令和3管理年度の当初配分である16.7トンの10%を上限とした1.5トンが本年度に繰り越されています。

続いて、資料の左側の表中4列目から8列目の「追加配分合計」をご覧ください。

この追加配分原資は国の留保であり、これが、左側の表中4列目の「2015～2020の最大実績の78%まで配分」、5列目の「2015～2020の最大実績の最大実績比率配分」、6列目と7列目の「譲渡メリット及び消化率メリット」の3つに均等配分されており、それぞれの配分量は各列の一番下の行にあるとおり89.3トンです。

これらの追加配分のうち、今回本県に配分されたのは、資料左側の表中5列目の「2015～2020の最大実績の最大実績比率配分」0.7トンと、同表7列目の「消化率メリット」1.3トンです。

まず、「2015～2020の最大実績の最大実績比率配分」とは、2015年～2020年の最大実績について、全国に占める各都道府県の割合を計算し、この割合に配分原資である89.3トンに乗じたものです。

続いて「消化率メリット」とは、前年度の漁獲可能量の消化率が80%以上の都道府県に一律1.3トンが配分されるもので、本県の令和3管理年度の消化率は86.6%と80%を超えておりましたので、他都道府県と同様に1.3トンが配分されています。

それでは、資料6ページをお願いします。

資料6ページは、高知県資源管理方針の一部抜粋で、クロマグロの漁獲可能量に追加配分があった場合の配分基準について示しております。

資料の表は、追加配分量を各月に配分する場合の配分割合を示しており、上が小型魚、下が大型魚の配分割合です。

今回は、国から追加で配分された数量を、当該方針に基づき、漁獲可能期間が終了していない6月から3月に配分しています。

続いて、資料7ページと8ページをお願いいたします。

資料7ページと8ページは、先ほどの資源管理方針に基づき、国からの追加配分を6月から3月に配分した際の計算に用いた表です。

7ページが小型魚、8ページが大型魚の計算表で、現時点の漁獲可能量aに今回の追加配分量bを足して、変更後漁獲可能量を計算しています。なお、翌月への繰り越し等の関係で、単にa+bとはしていない月もありますので、該当箇所について簡単に説明いたします。

それでは、資料7ページをお願いします。資料7ページの表の下の吹き出しの中をご覧ください。まず、6月の漁獲可能量について、現在は0トンとして告示していますが、実際には、5月の漁獲量が当初割り当てられていた漁獲可能量を超過していたため、-1.261トンとなっています。これは、告示上はマイナスとして告示することができないため0トンとして告示しているものです。

そのため、今回の追加配分により6月に0.382トンが配分されても、6月の漁獲可能量は、-1.261トンから0.382トンを引いた-0.879トンとなり、告示は0トンのままとなります。

また、7月の漁獲可能量については、現時点の漁獲可能量2.2トンに追加配分量0.6トン进行すと2.9トンとなりますが、前月からの差し引き分である-0.879トンがあるため、2.9トンから-0.879トンを引いた2.01トンが変更後の漁獲可能量となります。

なお、端数調整の関係で、表中のaとbの数字を足した数と変更後漁獲可能量が少し違う場合がありますのでご注意ください。

続いて、資料8ページをお願いします。資料8ページの表の下の吹き出しの中をご覧ください。まず、5月の漁獲可能量について、現在は1.463トンとして告示していますが、実際の漁獲量は1.772トンであり、5月に割り当てられた数量を0.3092トン超過しているため、先ほどの小型魚と同様に、6月の漁獲可能量から0.3092トンを差し引く必要があります。

そのため、6月の変更後の漁獲可能量については、現時点の漁獲可能量3.6トンに追加配分量1.2トン进行すと4.8トンですが、ここから前月の超過分である0.3092トンを引いた4.5トンとなります。

また、5月の漁獲可能量の告示についても、実績値である1.772トンに変更する必要があります。

これは、後ほど報告事項でも説明いたしますが、これまでは前月の漁

獲可能量に余りもしくは超過があった場合、翌月に超過分もしくは未利用分を繰り越して、繰り越し後の数量のみを告示していましたが、前月の漁獲可能量についても、漁獲実績に変更して告示するようとの水産庁の指摘によるものです。

なお、資料7ページの小型魚については、既に5月の漁獲可能量を漁獲実績に変更しておりますので、今回は変更ありません。

続いて、資料3ページと4ページに戻っていただいて、新旧対照表をご覧ください。左側が新案、右側が旧となっております

まず、本県のくろまぐろの漁獲上限ですが、右側の欄の2の小型魚については68.0トンから82.6トンに、下に行きまして、3の大型魚については15.1トンから18.6トンに変更となっております。

なお、変更前の数量 68トンと15.1トンについては、当初国から配分された数量から本県の留保枠を引いた後の数量ですので、国からの通知文にある変更前数量とは異なっております。

その下の(1)から(12)につきましては、期間別の数量を記載しておりますので、下線が引いてある箇所について配分量を変更しています。

ただいまの変更点の告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

(前田会長) はい、ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(前田会長) はい、石田委員、願います。

(石田委員) 言葉、用語についておたずねします。9ページに、メリットという言葉が出ております。「譲渡メリット」と「消化率メリット」です。配分に対応する言葉、つまり余裕があったので、その分を特別に配分すると、そのような意味に捉えてよろしいでしょうか。

(渡邊主査) はい、そうです。

(石田委員) ありがとうございます。

(西山副部長) 委員ご指摘のとおりでして、前年度に高知県としていかに全国に貢献したか、というところがメリットとして翌年度に返ってくる。「譲渡メリット」は、他県に余り分を譲渡した分が翌年度に返ってくる。「消化率メリット」は、先ほど説明したとおり高知県の枠の80%以上。有効に枠を使った県には、次の年にまた返ってくる、というような意味で、メリットという言葉が使われております。

(石田委員) ありがとうございます。

(前田会長) 他に、何かございませんか。

- (石田委員) もうひとつ、よろしいでしょうか。
- (前田会長) はい。
- (石田委員) かなり、配分、追加というのが、来ているんですけど、留保枠だけのものではなくて、資源が増えたから配分になったとか、そのような背景が、あったのか、なかったのか。わかる範囲で結構です。
- (西山副部長) 昨年のWCPFCの国際会議で、資源がやや上昇傾向にあるということで、日本国に割り当てられる枠が若干、大型魚で増加しております。その分を、都道府県に対しては、小型魚の枠に振り替えるということで、小型魚の枠が全体に増えておりますので、それが若干反映されておる、ということでございます。それがジャストイコールで資源が増えたかどうかの評価は難しいところですが、少なくとも、WCPFCの会議では、若干の枠を増やしても大丈夫だろうという評価がなされたというふうに受け止めております。
- (石田委員) わかりました。ありがとうございます。
- (前田会長) では、他に、何かございませんか。
- (前田会長) それでは、ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第2号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」という者あり。）
- (前田会長) はい。ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。
- (第3号議案)
- (前田会長) 続きまして、第3号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば太平洋系群）の設定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- (渡邊主査) それでは、第3号議案 令和4管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば太平洋系群）の設定についてご説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。
- 4高漁管第282号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和4年5月31日。高知県知事濱田省司。
- ここからは、座って説明させていただきます。
- 今回は、国からの通知に基づき、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、漁獲可能量を設定するものです。資料の3ページをお願いいたします。資料3ページにありますとおり、令和4管理年度に、本県に

割り当てられた漁獲可能量は現行水準ですので、まさば及びごまさば太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。なお、本資料の表中3列目にあります「基本シェア」とは、平成29年から令和元年までの農林水産統計のデータを用いて、全国の漁獲実績に対する各都道府県の比率を年ごとに算出し、その3カ年の平均をとったものです。また、同表4列目の現行水準の場合の目安数量は、令和4管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量に、本県の基本シェアである1.26%を乗じたものです。ただし、これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって採捕停止命令が発動される、直ちに罰せられるというものではありません。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

(前田会長) ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(前田会長) いいですか。

(前田会長) それでは、ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第3号議案、「令和4管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば太平洋系群）の設定について」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

(第4号議案、第5号議案)

(前田会長) 続きまして、第4号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型定置網漁業）」および第5号議案、「制限措置の一部変更について（小型定置網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(井上次長) それでは、説明をさせていただきます。資料の4をご覧ください。第4号議案漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正及び第5号議案制限措置の一部変更について、この2つについては改正の内容が同じですので、2つの議案を併せて資料4で説明をいたします。

まず資料4の1ページ目をお願いします。

4高漁管第278号。高知海区漁業調整委員会様。

漁業の許可又は起業の認可方針について、別紙案のとおり措置したいので、貴会の意見を伺います。

令和4年5月31日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

まず、資料2ページ目、許可方針の改正理由について説明いたします。

今回の改正は、須崎地区及び深浦地区の小型定置網漁業の操業区域の記載について誤りがあったため、これを改めるものです。

3ページ目の新旧対照表をご覧ください。

まず操業区域1、須崎地区の点サの位置は、「須崎市大谷カラハ北端」が正しい表記ですが、現在の表記では「須崎市」が重複しているためこれを削除します。

次に操業区域4、深浦地区の点Eのaからdについて、座標の数値に誤りがあったため、正しい数値に改めます。

なお、参考として資料の5ページ目から10ページ目に、改正後の許可方針案を添付しております。

次に資料5の1ページ目をお願いします。

4高漁管第277号。高知海区漁業調整委員会様。

高知県漁業調整規則第4条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。

令和4年5月31日。高知県知事濱田省司。

この制限措置の変更の内容については、先ほど説明いたしました、第4号議案の改正内容と同じものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

(前田会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(前田会長)

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第4号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型定置網漁業）」および第5号議案、「制限措置の一部変更について（小型定置網漁業）」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり。）

(前田会長) ご異議ないようですので、第4号議案および第5号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

(報告事項)

(前田会長) 議案は以上ですが、次に報告事項があります。「令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について」、事務局の説明を求めます。

(渡邊主査) それでは、報告事項、令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について説明いたします。

ここからは座って説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

今回は、くろまぐろに関する令和3管理年度の漁獲可能量について、毎月の漁獲可能量の告示を変更する必要が生じたことから、この変更内容について報告するものです。

資料4ページをお願いします。本県資源管理方針においては、「知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。」ということが規定されており、これまで、毎月の採捕数量の集計が終わった後は、当該方針の内容に基づき、超過分及び未利用分を翌月に繰り越して告示を行っておりました。

しかし、今年度に入ってから、水産庁担当者より、超過分及び未利用分を翌月に繰り越した後の数量だけではなく、既に超過分及び未利用分を翌月に繰り越した月についても、実際の採捕数量を漁獲可能量として告示すべきとの指摘がありました。

そのため、令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について、水産庁からの指摘のとおり改め、資料1ページの告示案のとおり県公報に掲載しましたので報告いたします。

なお、今回の変更内容については、資料2ページと3ページの新旧対照表のとおりです。

なお、この新旧対照表の左側については、「新(案)」となっておりますが、変更後の数量については既に告示しておりますので、「(案)」を消して頂き、「新」に修正いただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

(前田会長) ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」という者あり。)

- (前田会長) はい、他にございませんか。
- (小笠原委員) くろまぐろについて、漁獲が超過したから翌月分で補填するという、この方法は、ちょっとわかりにくい。例えば、当月が1トン、翌月が2トンの許容量があつて、当月2トンを採ったから翌月2トンのものが1トンになるという処置をしておられます。当月超過したのは、超過させて漁獲販売を許可しておく。そういうのが可能ということですか。これが、どうも解せんのです。早い者勝ちのような感覚となります。1トンしか漁獲販売出来ないものを、なぜ2トン漁獲販売させたか、ということ。
- (前田会長) はい、事務局。
- (井上次長) ただ今の、ご質問なんです、例えば6月8日今日仮に超過したという事実がわかつて、漁業管理課が採捕停止命令を出すんですが、そのときに、今日採れた分が、既に当月の漁獲可能量を超過してしまっているということなんです。今日、行った分については、今月の漁獲量として積みざるをえない。採捕停止命令が出たにもかかわらず取りに行った結果として超えたのではないということです。
- (小笠原委員) そしたら、漁業者は、毎月毎月の漁獲可能量を、把握しながら、漁獲をしておるわけじゃないと、いうふうなことですね。特にその、定置の方から意見が出たのは、どうも早い者勝ちのような方法になっているのでは、という声がありました。そこらへん、私がもう一つ解せないのです。漁獲可能量を把握して漁獲すれば、本来なら超過していけないという、水揚げをしなければならないと思うのです。
- (前田会長) はい、事務局。
- (西山副部長) 先ほど、担当から言いましたように、採捕停止命令が出るタイミングで、どうしても法的に規制できないというところで、大きく超過してしまうということが出て来るわけで、これは、各年度の管理においても、翌年度から差し引くあるいは翌年度に繰り越すということになっておりますので、それをさらに細分化した毎月の管理、あるいは期間の管理でも同じようなルールでやっておるわけでございます。確かに、そういう獲ったもん勝ちというような感も否めないところでございますので、我々としては出来るだけ、枠は守っていただきたい、枠内に収めていただきたいという主旨で、もうすぐ今月の枠に届きそうだという一定の割合に達したところで、各漁業協同組合さんの方には通知させていただくようなこともさせていただいております。それでも、それ自体に法的な根拠はありませんので、それでも獲りに行くことを強制的に止めるということは出来ないわけですが、獲ったもん勝ちというも

のを完全に解消しようと思えば各漁業者、各経営体への個別割当てという方法、極端な話ですとそういうことになりますが、いまのところの判断では、この制度が始まった時点から、第1号議案でもご説明申し上げたとおり、今のこのやり方が高知県としていただいた枠を無駄なく一番使えるやり方であろうという判断で、現在は、こういうやり方をさせていただいております。1号議案でご提案を申し上げましたとおり漁業種類別という要望もございますので、その辺のご検討を委員会の方をお願いをしたという次第でございます。その中で例えば、期間の管理をどうするかということについても、あわせて問題意識を委員会として持つということですので、あわせて議論して行ければいいかなと言うふうには思っております。1号議案で付託させていただきましたとおり、部会の方で改めて検討していただきたい、それで、委員会の方で答申をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

(前田会長) 他に何かございませんか。

(前田会長) なければ、僕のほうから、1点あるんですが、くろまぐろのWCPFCの増枠があったとか、なかったとか、そういうものの資料とか、ちょっとひとこと説明が、今日の資料にあれば、わかると思うんです。委員のみなさんは、広域というか世界的な会議の資料などは、なかなか手に入らないと思いますので、そういうものは、できるだけ、かみ砕いた説明文でよいので、資料を足してもらいたい。

(西山副部長) ご指摘、ありがとうございます。これまで、毎年度の枠のご説明を申し上げるときに繰り越しのルール等を、実はあまりご説明してこなかったという経緯もございまして、今回かなり詳細な表を付けさせていただきます、説明もさせていただいたところでございますが、会長ご指摘のとおり、そのベースとなる国際的な配分等についても、ご説明に心を砕くようにしたいと思いますので、次回からよろしく申し上げます。ありがとうございます。

(前田会長) 他になにか、ございませんか。

(前田会長) いいですか。

(「よい」という者あり。)

(前田会長) それでは、これをもちまして、第12回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第12回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 問可 柁善 _____

議事録署名委員 川竹 佳子 _____